第1章基本的な考え方



1

人権教育の推進のために



(1) 人権とは

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 14年・閣議決定)では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」として示しています。

人権の内容には、生命や身体の自由の保障、法の下の平等、衣食住に関わる諸権利が含まれています。また、思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利等も含まれています。

(2) 人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成 12 年)では、人権教育を「人権尊重の精神の 涵養(かんよう)*を目的とする教育活動|であると示しています。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ](文部科学省)」(以下、[第三次とりまとめ]という。)では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」と述べています。

つまり、次ページの図で示しているように、人権教育は様々な資質や能力を育成し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成の2つが合わさって、人権尊重の意識や態度、実践的な行動等に発展させることを目指す総合的な教育であると言えます。そして、これは学校に限らず、社会にも共通する目標です。 ※水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(抜粋)

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。 (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権 教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう 努めなければならない。

人権感覚とは…

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが 侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚のことを言い ます。 [第三次とりまとめ]

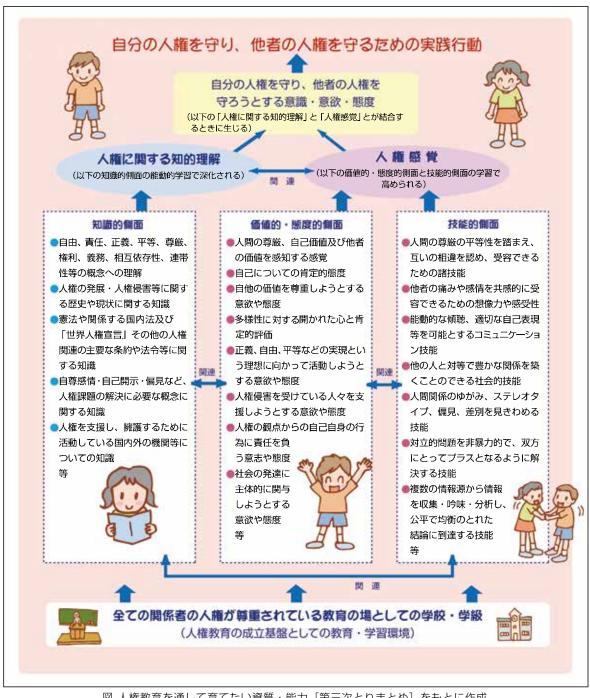
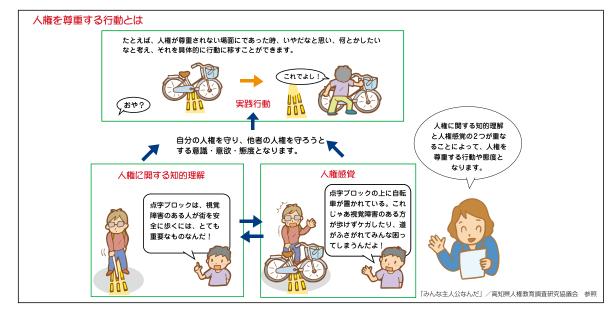


図 人権教育を通して育てたい資質・能力 [第三次とりまとめ] をもとに作成



(3) 人権教育で大切にしたい四つの視点と教職員としての認識

視点 1 目的:人権が大切にされる社会を目指す

学校、家庭、地域が一体となって、人権が大切にされる社会づくりに取り組むことが重要です。そして、人権や人権課題について知識的に理解するだけでなく、人権が大切にされる社会づくりにつながる行動力が求められています。

《教職員としての認識》

学校生活及び日常生活における、教職員自身の人権尊重につながる行動化が、子どもたちにとっての身近なモデルとして示されることを自覚しましょう。

視点2 機会:全ての人が等しく学習の機会を得る

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、全ての子どもに十分な学習の機会を提供できるように取り組むことが必要です。長く受け継がれてきた、長期欠席・不就学解消の取組は、子どもの生活環境や人権侵害につながる課題の変化に対応しながら、学力と進路を保障していくことが重要です。

《教職員としての認識》

個々の特性や家庭環境等によって、他者との関わり合いが難しい子どもであっても、つながりを切ることなく、常に対応を思考し続けることが重要です。

教室にいても、別のことが気になって学習に集中できない背景に、人権に関わる問題が起こっていないか確認するようにしましょう。

視点3 環境:人権が大切にされた環境をつくる

学習環境は、子どもにとって安心できる場所であり、人権が大切にされた雰囲気に包まれていることが重要です。また、名簿や掲示物等、意図していなくても人権侵害につながってしまうことがないか、十分配慮しましょう。

《教職員としての認識》

「隠れたカリキュラム」(教育者の意図に関係なく、子どもが学びとっていく事柄)の存在は、子どもの人権感覚に大きく影響します。人権が大切にされた環境づくりのためには、教職員の言動そのものが「環境」に含まれていることを自覚しましょう。

視点4 内容:人権や人権課題について学ぶ

人権の大切さはもちろん、様々な人権課題について正しく学んでいないと、自分の人権を守れなかったり、意識していなくても誰かの人権を侵害してしまったりすることがあります。様々な人権課題の解決のためには、それぞれ固有の歴史と課題があることを踏まえ、正しい理解と認識を深めることが必要です。また、人権課題を自分に関係があることと捉えることが、自ら解決する意識と態度につながります。



《教職員としての認識》

人権尊重の理念を十分に認識し、人権教育を推進することができるようにするため、人権に関する 研修に主体的に参加しましょう。

人権課題に関わる当事者の不安、憤り、思いや願いを聴きながら、人権教育の在り方を確認していきましょう。同和教育の実践に学び、当事者(子ども・保護者・地域・研修講師等)との人間関係づくりをもとに、丁寧な聴き取りを行いましょう。

(4) 人権学習に関する取組の計画

人権や人権課題についての学習(以下、人権学習という)の内容には、県民に身近な 10 の人権課題だけでなく、平和学習、命の学習、性的指向、性同一性障害等、学ばせたいものが多くあります。また、人権課題によっては、社会で話題になる機会が少なく、学校でなければ正しく認識させることができないものもあり、トータル的なバランスが重要になります。

県民に身近な 10 の人権課題やその他の人権課題については、児童生徒の発達段階や学校の実態を踏まえて、実施時期や内容について整理する必要があります。

特に中学校区においては、教科との関連や内容の理解を考え、発達段階に応じた人権課題を効果的に整理し、小中学校で系統的に学習が進められるよう、学校間で共通理解を図ったうえで実践することが求められます。

《発達段階に応じた人権学習の基本計画 (例)》 ※1 ○単年度、◎複数年度

	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害者	H->感染者等	外国人	犯罪被害者等	よる人権侵害	災害と人権	その他
小学校	0	0	0	0	0	0	0		0	0	% 3
中学校	0	0	0	0	0	0	0	○ *2	0	0	% 3
高等学校	0	0	0	0	0	0	0	○ *2	0	0	% 3
特別支援 学校	小・中・高の例を参考に、児童生徒の実態に合わせて計画する。										

- ※ 1 ○単年度とは、在校中に1回は実施、◎複数年度とは、年度を変えて複数回実施することを意味しています。
- ※2 犯罪被害者等の人権については、各学校においてどのように実践すればよいか苦慮している状況にあると思われますが、内閣府犯罪被害者等施策推進室や高知県人権啓発センター等の資料を参考に実施に向けた取組をお願いします。
- ※3 その他には、人権に関わる普遍的な視点からの学習(人権とは何か、なかまづくり、生命、平和学習等)や、その他の人権課題の学習(性的指向、性同一性障害等)や、人種差別等が想定されます。

2

高知県の人権教育 〜現状と課題〜



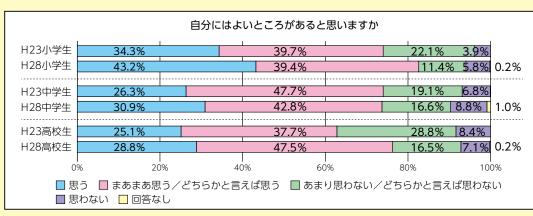
高知県の子どもを取り巻く現状を見ると、不登校や暴力行為等生徒指導上の諸課題については、全国と比較して非常に厳しい状況が続いています。また、生活の困窮という経済的な要因や、家庭の教育力の弱さ、地域社会の見守り機能の低下等を背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面しています。

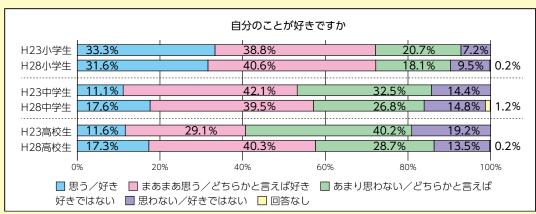
このような状況を踏まえ、県教育委員会では、人権教育のさらなる充実を図るために、平成27年度に「高知県人権教育推進プラン」を改定しました。このプランは、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野における人権教育の取組を充実するとともに、各分野が連携・協働して人権教育を総合的に推進するための方向性や具体的な取組を示したものです。

平成28年度には、学校教育や社会教育における人権教育の取組の現状や課題を把握し、今後の人権教育に関する施策の充実を図ることを目的として、児童生徒(県内の義務教育学校、特別支援学校を含む小学5年、中学2年、高校2年の全児童生徒)及びその保護者、教員を合わせた約3万6千人を対象に、「高知県民に身近な10の人権課題」についての人権意識やインターネット機器の使い方、学校の人権教育の取組等に関する調査を実施しました。

(1) 「平成28年度人権教育に関するアンケート」に見られる現状

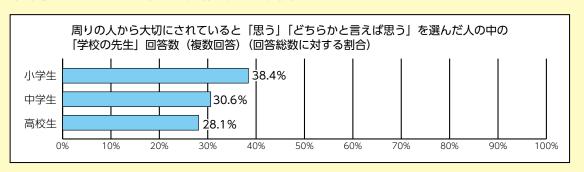
◆ 自尊感情に関する質問





自尊感情に関するアンケート結果では、平成 23 年度のアンケート結果と比較すると、少しですが 自尊感情が高まっていることが確認できます。

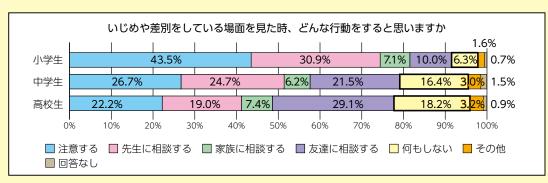
◆ 学校の先生と児童生徒との関係に関する質問

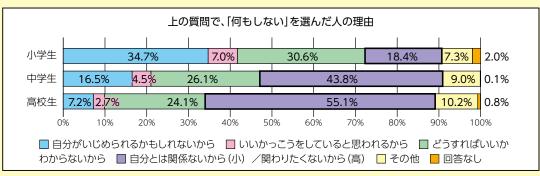


○「学校の先生」から大切にされていると思っている回答は、複数回答できる問いでありながら、小学5年生、中学2年生、高校2年生のいずれも40%未満となっている。

【分析】先生が授業の中で個々の児童生徒に丁寧に接していても、そのことだけでは児童生徒は先生から大切にされていると必ずしも感じていない、即ち、教育活動全体を通じて先生と児童生徒の信頼関係が築けていない状況が伺える。

◆ いじめや差別を見た時の行動に関する質問





○ いじめや差別をしている場面を見た時、校種が上がるにつれて「注意をする」という回答は減少するとともに、「何もしない」という回答が増加する。「何もしない」理由としては、「自分とは関係ないから」「関わりたくないから」という回答も、校種があがるにつれて増加する。

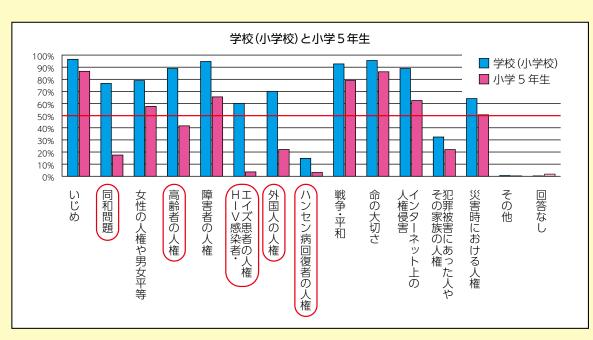
【分析】校種が上がるごとに、いじめの問題と自分との関係が薄いと捉える状況が伺える。

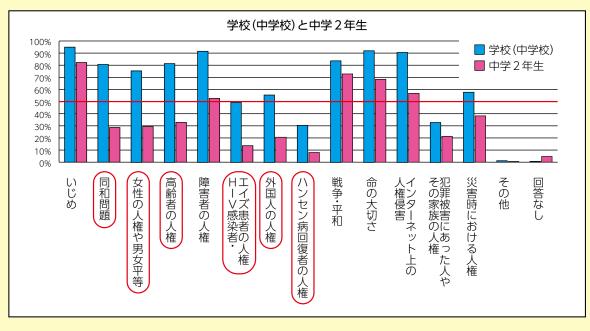
◆ 人権学習や人権課題への取組に関する考え方に関する質問

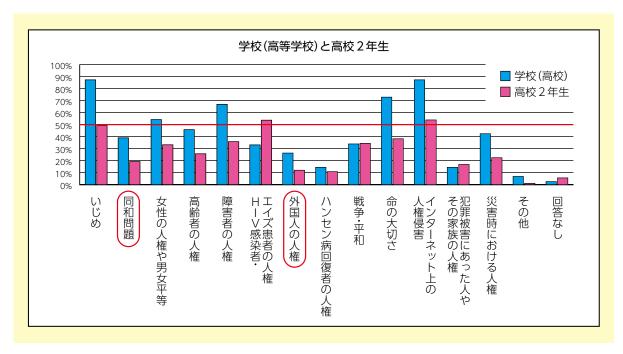
教員(学校)と児童生徒それぞれを対象に、学校における人権学習の取組状況について質問し、その回答結果を比較します。

(問) 児童生徒:今の学校で学習した内容を選んでください。

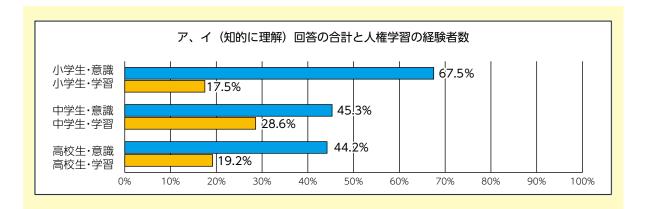
学校教員:学校で指導している人権学習の内容を選んでください。





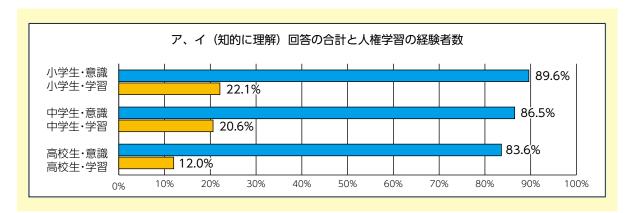


- ※ 児童生徒の回答は、小学5年生、中学2年生、高校2年生の時点の学習経験に基づいており、 それぞれの学校の最終学年で実施されている人権学習内容は反映されていません。
- ※ 児童生徒の数値が学校の数値の半分以下となっている人権課題は枠囲みしています。
 - 小学校や中学校では、半数以上の学校が取り組んでいる人権課題が 10 以上、高等学校では5つ程度である。そのうち、教員(学校)、児童生徒ともに50%以上が学習したと認識している人権課題は、小学校では7つ、中学校では5つ、高等学校では1つである。
 - 【分析】・教員が「教えた」と思っていても、児童生徒が「学習した」と受け止めていない、 認識の違いが特に表れている課題は「同和問題」「高齢者の人権」「HIV感 染者・エイズ患者の人権」「外国人の人権」「ハンセン病回復者の人権」の5 つであり、その状況は中学校で多く見られる。
 - ・高等学校になると、人権学習の機会が大幅に減少する。社会に出る前に、人 権課題について学ぶ機会が少ないまま卒業を迎える生徒が多い実態が伺える。
- (問) A さんから、「○○町に住んでいる人とは、かかわらない方がいいよ。」と言われました。 その時どうしますか。
 - ア その発言の理由を聞いて、Aさんの考えはまちがっていると話す
 - イ Aさんの考え方はおかしいことだとは思うが、何も言わない
 - ウ まちがっているとは判断できない
 - エ Aさんのような考え方もあるのかと素直に聞く
 - オ Aさんの考え方は正しいと思うので、何も言わない
 - カ わからない キ その他
- ※ 青色のグラフ…設問の人権課題に対して、知的に理解できている回答の数値 黄色のグラフ…設問の人権課題を学習したと答えた数値(前出の設問より)



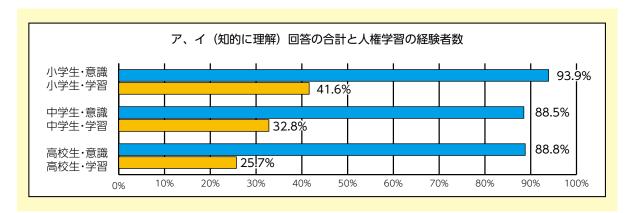
- (問) 外国の人が、「外国人だから」という理由でアパートを借りることを断られました。 このことについて、どのように思いますか。
 - ア 外国人だからといって、断られる理由はない
 - イ 借りられない外国人がかわいそうだ
 - ウ 貸す人の考え方だから仕方がない
 - エ わからない

オ その他

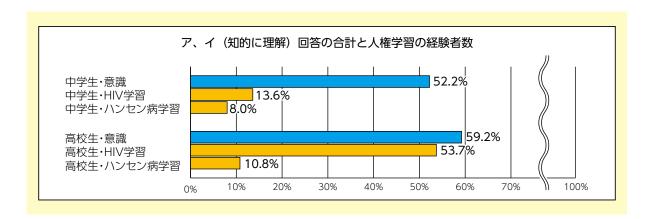


- (問) 高齢者の方が、電車で高齢者用の優先席にすわれなくてこまっています。近くの席にすわっている時、どうしますか。
 - ア 自分の席をゆずる
 - イ だれかが席をゆずらなければ、自分の席をゆずる
 - ウ 気にしながらそのままにする
 - エ わからない

オ その他



- (問) あなたのまわりに、HIV 感染者(エイズ患者)やハンセン病回復者の人を避けたり怖がったりする人がいました。その時どうしますか。
 - ア 日常的な関わりでは他人に感染しない病気の人を、避けたり怖がったりすることは間違っていると話す
 - イ 避けたり怖がったりすることは間違っているとは思うが何も言わない
 - ウ よく知らないので、何も言わない
 - エ 避けたり怖がったりする人もいるのかと思う
 - オ その通りだと思うので、何も言わない
 - カ わからない キ その他



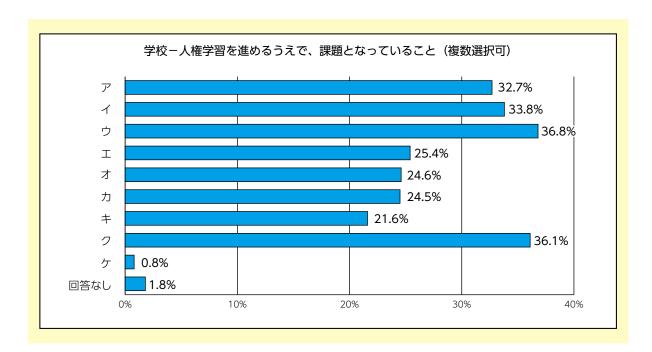
- ○「女性」「障害者」「外国人」「高齢者」については、80%以上の人が知的に理解できている。
 - 「同和問題」「HIV 感染者(エイズ患者)やハンセン病回復者」については、知的に理解できている人が 50%前後である。
- ○「HIV 感染者(エイズ患者)やハンセン病回復者」について、高校生の学習経験者 数は 50%を超えているが、約 40%が正しい判断ができていない。
- 【分析】・「女性」「障害者」「外国人」「高齢者」については、学習の有無にかかわらず、 正しい判断や行動が比較的できている。
 - ・「同和問題」については、正しい判断や行動を選択した割合が他の人権課題よりも低い。さらに中高生は、誤った考えに気付かない、または誤った考えを 肯定する回答が、合わせて50%近くとなっている。
 - ・「HIV 感染者(エイズ患者)やハンセン病回復者」については、病気の恐ろしさのみが伝わって病気に関する正しい知識や人権の視点が伝えきれていないことが推測される。

◆ 学校における人権学習の取組に関する質問

- (問) 人権学習を進めるうえで、課題となっていることについて選択してください。
 - ア 教職員の共通理解を図り、人権教育主任が中心になって人権教育を組織的に推進すること (人権教育の活動に関する企画・立案、校務分掌間の連絡調整・統括)
 - イ 次年度に向けた全体計画、年間指導計画の見直しや改善
 - ウ 教科・領域の時間においての人権学習の実施(計画・準備・実施)
 - エ 人権学習で使用する視聴覚教材の準備
 - オ 校内においての人権課題に関する研修
 - カ 授業研究等の実施
 - キ 地域や関係機関の人材を活用した教育活動
 - ク 家庭や地域への人権啓発

ケ その他

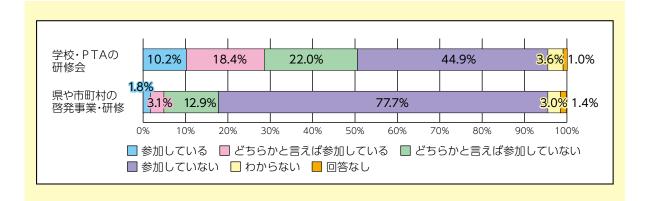




- ○「組織的な推進」「教科・領域での人権学習の実施」「家庭や地域への啓発」が課題の 上位にあがっている。
- 【分析】学校における人権学習の取組については、前述の「学校の先生と児童生徒との 関係」や「人権学習の状況」、「保護者等への発信」についての設問の結果に見 られる課題と合致している。教員(学校)としてさらなる充実に向けて意識を している事柄について、課題意識も高く表れている。

◆ 学校や自治体が行う研修への参加について保護者への質問

(問) 学校やPTAが中心となって行う人権教育に関する研修会に参加していますか。 また、県や市町村が主催する人権啓発事業や研修に参加していますか。



○学校や自治体が行う研修への参加の割合が30%以下となっている。

【分析】保護者の関心、意欲を引き出す効果的な研修の企画運営が実施できていない。

(2) 「平成28年度人権教育に関するアンケート」から分かること

「自尊感情と周りの人との関わり」については、平成23年度のアンケート結果と比較すると、少しではありますが自尊感情が高まっていることが確認できます。しかし、周りの人との関係では、親や友だちから大切にされていると思っていない児童生徒が3~4割程度存在しており、家庭環境や友だちとの関係に課題を抱えている子どもの実態が伺えます。また、先生から大切にされていると思っている児童生徒が校種が上がるごとに減少することから、教員の児童生徒への関わりについて、さらに改善が必要と思われます。

「いじめや差別を見た時の行動」については、校種が上がるにつれて「何もしない」の回答が増え、その理由も「関わりたくないから」の回答が高校生では半数以上になるなど、憂慮される状況にあります。いじめを未然に防止するためにも、日頃から、安心できる居場所や信頼し合える絆を育む取組の必要性を考えさせられる結果となっています。

「人権学習や人権課題への対応」については、調査の段階ではまだ学習していない人権課題もありますが、各校種における人権学習等の状況、及び、学校(教員)と児童生徒間、または校種間での認識の違いがあります。また、学校の「学習させた」、児童生徒の「学習した」という回答が50%に満たない人権課題も多くあります。

同和問題や、ハンセン病回復者については、学習経験の有無がそのまま正しい判断の可否につながっていると考えられます。また、HIV 感染者・エイズ患者の人権については、高校では学習経験者が多いにもかかわらず、正しい判断に結び付いていないという実態があります。

児童生徒が利用する携帯電話やスマートフォン等については、保護者や児童生徒の回答から、児童 生徒の年齢が上がるにつれてフィルタリング設定率が下がる状況にあります。 その要因として、フィルタリング設定とトラブル回避が結び付いて認識されていない状況や、フィルタリング設定について親子で話題になっていない、または認識されていない状況があるのではないかと考えられます。

また、携帯電話やスマートフォン等の利用に関する家庭でのルールについては、校種が上がるにつれて、最初の約束を忘れていたり、ルールそのものに対する重要性の認識が薄れたりする傾向や、子どもとのルール決めに対する保護者の意識の低下が考えられます。

(3) 今後の方向

アンケートの結果から、今後の人権教育をさらに推進していくうえで、次のような点を重視し、学校は組織としての取組の充実や改善を図っていく必要があります。

アンケートの項目立てに沿ってまとめました。

【自尊感情の育成】

自尊感情については、これまでの様々な取組の成果に加えて、さらに自尊感情の育成を意識した研修の実施や様々な場面での働きかけを進める。

【人間関係の醸成】

学校のあらゆる場面において、児童生徒同士の人間関係を育む取組を行うとともに、学校 行事や通信、研修等を通じて、児童生徒と保護者との関係を育む働きかけを行う。また、保 護者が学校に気軽に相談できる体制づくりを行う。

教員と児童生徒の信頼関係や、学校から児童生徒に与える安心感は、教育活動全体を通じた様々な関わりの中で築かれていくものであり、そのことを認識した組織的な取組を進める必要がある。

教員が児童生徒の心に寄り添い関わることができるスキルを向上させるために、教員の人 権感覚を高める取組を進める必要がある。

【いじめや差別を見た時の行動】

学校教育活動全体において、どの児童生徒も安心できる"居場所づくり"を進めるとともに、児童生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者の役に立っているという「自己有用感」を全員が感じられる"絆づくり"に取り組み、児童生徒の人間関係を育む必要がある。特に、中学校、高等学校において、より積極的な取組が求められる。

【人権学習や人権課題への取組に関する考え方】

「同和問題」は他の人権課題と比べて、報道、啓発、日常会話で取り上げられる機会が少なく、 科学的な認識ができていないと、適切な判断や行動ができない。そのため、学校での人権学 習が果たす役割は大きく、より充実を図る必要がある。

また、「HIV 感染者(エイズ患者)やハンセン病回復者」については、人権教育の視点から科学的認識を身に付けさせる学習の実践が求められる。

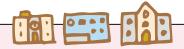
人権課題に対する適切な判断力と行動力を身に付けさせたうえで、児童生徒を社会に送り 出すために、人権学習の機会の確保や内容の充実、発達段階に応じた課題別の学習時期の設 定等の工夫が必要と思われる。

県教育委員会としても、さらに効果的な人権学習の実践を検討し、提案を行っていく必要がある。特に、「同和問題」「HIV 感染者等」「ハンセン病回復者」等、学校以外では正しい知識を得る機会の少ない人権課題については、学校で確実に学べる機会を保障するとともに、児童生徒が人権課題をより身近なことと受け止め、深い学びが得られるよう、発達段階や校種に応じた効果的な学習時期を設定するなどの工夫が必要である。

【インターネット利用に関するフィルタリング設定やルール決め】

児童生徒への働きかけとともに保護者への啓発の充実等、対策が求められる。また、保護者の責務を明らかにし、県民全体に広げる必要がある。

フィルタリングも含めインターネットの利用の仕方について、ルールを決めてから、守り 続ける仕組みづくりなどの対策が必要である。また、情報モラル教育や啓発の充実を今後も さらに進める必要がある。



【学校の人権教育の取組と保護者等への発信】

学校から地域や保護者への人権啓発、情報発信等の充実や工夫に向けて、県教育委員会からも支援を進めていく。

教育活動のあらゆる場面を通して、教員と児童生徒、教員と保護者との信頼関係を築く取組を行うとともに、保護者に対して丁寧な情報発信を行うことが重要である。

学校や教員が重点を置く取組やそれらを進める意識は、学校の雰囲気や、教員の児童生徒及び保護者への関わりを通してにじみ出るものである。人権が尊重された学校づくりに向けて、教員の人権感覚を高め、日々の取組を組織的に進めていく必要がある。